

## 米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会の委員（以下「委員会委員」という。）の公募の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募条件等)

第2条 公募の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢20歳以上であること。
- (2) 本市に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学していること。
- (3) 本市の職員でないこと。

2 公募により選任する委員会委員（以下「公募委員」という。）の候補として選考する者の数は、4人とする。

(公募方法)

第3条 公募に当たっては、本市の広報紙及びインターネットホームページで周知する。

2 応募者には、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員応募申込書（別紙）及び小論文の提出を求めるものとする。

3 前項の小論文の課題は、「地域における子どもの読書活動の支援について」とする。

4 公募の期間は、令和3年9月1日から同月20日までとする。

(選考方法)

第4条 公募委員の候補の選考は、選考委員会を設置して行うものとする。

2 選考委員会は、委員長及び委員6人で組織する。

3 委員長は、教育委員会教育長をもって充て、委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局長
- (2) 教育委員会事務局学校教育課長
- (3) 教育委員会事務局生涯学習課長
- (4) 米子市立図書館長
- (5) 福祉保健部健康対策課長
- (6) 福祉保健部こども未来局子育て支援課長

4 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 選考委員会における選考は、前条第2項の規定により提出された小論文の評定並びに応募者の資格及び読書に関するボランティア活動等の実績を総合的に判断して行うものとする。

6 委員長は、選考委員における選考の結果を教育委員会に報告するものとする。

(選定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条第6項の規定による報告に基づき、公募委員の候補となる者を選定し、その結果を応募者に通知するものとする。

(規定外事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会委員の公募の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月21日から施行する。